

平成十七年政令第百六十九号

有限責任事業組合契約に関する法律施行令  
内閣は、有限責任事業組合契約に関する法律  
(平成十七年法律第四十号) 第七条第一項第一号  
及び第二号の規定に基づき、この政令を制定す  
る。

(その性質上組合員の責任の限度を出資の価額  
とすることが適当でない業務)

第一条 有限責任事業組合契約に関する法律(以  
下「法」という。) 第七条第一項第一号に規定  
するその性質上組合員の責任の限度を出資の価  
額とすることが適当でない業務として政令で定  
めるものは、次に掲げるものとする。

一 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三  
号) 第二条第一項に規定する業務

二 弁護士法(昭和二十四年法律第百二十五号)  
第七十二条本文の規定により弁護士又は弁護  
士法人でない者が行うことができない業務

三 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七  
号) 第三条第一項に規定する業務

四 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二  
百二十八号) 第三条第一項に規定する業務

五 行政書士法(昭和二十六年法律第四号) 第  
一条の二に規定する業務

六 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二  
号) 第一条に規定する業務

七 税理士法(昭和二十六年法律第百三十七  
号) 第二条第一項及び第二条の二第一項に規  
定する業務

八 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八  
十九号) 第二条第一項第一号から第二号まで  
に掲げる業務

九 弁理士法(平成十二年法律第四十九号) 第  
四条第二項、第五条第一項、第六条及び第六  
条の二第一項に規定する業務並びに同法第七  
十五条の規定により弁理士又は弁理士法人で  
ない者が行うことができない業務

(組合の債権者に不当な損害を与えるおそれが  
ある業務)

第二条 法第七号第一項第二号に規定する組合の  
債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務  
として政令で定めるものは、次に掲げるものと  
する。

一 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百  
四十四号) 第二条第一項に規定する当せん金  
付証券の購入

二 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)  
第六条第一項及び第二項(同法第二十二條に

おいて準用する場合を含む。)の勝馬投票券  
の購入

三 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九  
号) 第八条の車券の購入

四 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二  
百八号) 第十二条の勝車投票券の購入

五 モーターボート競走法(昭和二十六年法律  
第二百四十二号) 第十条第一項及び第二項の  
舟券の購入

六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律  
(平成十年法律第六十三号) 第八条第一項及  
び第二項のスポーツ振興投票券の購入

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十七年  
八月一日)から施行する。

附則 (平成一七年一月七日政令第三  
三七号)

この政令は、不動産登記法等の一部を改正す  
る法律の施行の日(平成十八年一月二十日)か  
ら施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日政令第一  
一八号) 抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行す  
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各  
号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方財政法施行令附則第二条第一項  
第四号の改正規定(「第十條第一項」を「第十  
五條第一項」に改める部分に限る。)、第二条か  
ら第四条まで、第七条及び第十条の規定 平成  
二十年四月一日

附則 (平成一九年九月一四日政令第二  
八七号) 抄

この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規  
定の施行の日から施行する。ただし、次の各号  
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行  
する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、  
第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第  
二十条、第二十二條、第二十四條、第二十六  
条、第二十八條及び第三十條の規定 法附則第  
一条第一号に掲げる規定の施行の日

附則 (平成二五年七月二六日政令第二  
二二号)

この政令は、改正法の施行の日(平成二十六  
年四月一日)から施行する。

附則 (令和三年一月二四日政令第三  
四四号) 抄

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する  
法律(以下「改正法」という。)の施行の日  
(令和四年四月一日)から施行する。